

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた釜石港港湾計画を次のとおり変更した。

平成30年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

(1) 土地利用計画

土地利用形態の変更に対応し、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：ヘクタール

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
須賀地区	(14) 14	(3) 3	(29) 29	(2) 2	(2) 5	(50) 53

既定計画

単位：ヘクタール

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
須賀地区	(14) 14	(3) 3	(31) 31	(2) 2	(2) 2	(51) 51

注1 括弧内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数を示す。

2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 今回の変更に係る地区のみ記述した。

(2) その他重要事項

港湾及び港湾に隣接する地域の災害の防止を図るため、災害を防止するための主要な施設について、次のとおり計画する。

津波災害防止施設

須賀地区 避難路 3.1ヘクタール

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部